第八条の二第一項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項（担保）」に、「その供託書の正本」を「、その供託書の正本その他の財務省令で定める書類」に改め、同項ただし書中「登録済通知書」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加え、同条第二項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に、「振替株式等を」を「振替株式等（以下この項において「担保振替株式等」という。）を」に、「振替株式等の」を「担保振替株式等の」に、「振替株式等に」を「担保振替株式等に」に、「しなければ」を「して、担保振替株式等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければ」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に、「担保」を「担保（以下この項において「担保不動産等」という。）」に、「抵当権を設定するために必要な」を「担保不動産等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める」に改め、同条第四項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に改め、「書面」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加える。

第九条の二第二項中「第十二条の二第四項」を「第十二条の二第五項」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十二条の二第三項（過少申告加算税）」を「第十二条の二第四項」に改め、同項第一号中「第十二条の二第三項第一号」を「第十二条の二第四項第一号」に改め、「（申告納税方式による関税等の納付）」を削り、同項第二号中「第十二条の二第三項第二号」を「第十二条の二第四項第二号」に改め、同項第三号中「第十二条の二第四項各号」を「第十二条の二第四項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

第九条の三第二号中「掲げる」を「定める」に改め、「（昭和五十二年法律第五十四号）」を削り、「納付されていた場合」の下に「又は当該税額の全額について当該提出期限までに法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合」を加える。

第九条の四第一項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条の五の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項及び第二項中「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第十二条の四第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつたものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額とする。

第十八条第二項中「（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十九条の十二第一項中「帳簿を」を「特定輸出関税関係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）を」に、「法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「書類は」を「書類（以下この条において「特定輸出関税関係書類」という。）は」に改め、同条第三項中「第一項の帳簿」を「特定輸出関税関係帳簿」に、「前項の書類」を「特定輸出関税関係書類」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該輸出の許可書は、特定輸出関税関係書類とみなす。

第五十九条の十二第四項中「第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。次項において同じ。）を整理し、」を「特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類を」に改め、同条第五項中「第二項の書類」を「特定輸出関税関係書類」に、「第三項及び前項」を「前二項」に改め、同条第六項を削る。

第六十八条の二中「（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第七十条の二第一項ただし書中「、第七一〇四・二〇号又は第七一〇四・九〇号」を「又は第七一〇四・二一号から第七一〇四・九九号まで」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第八十三条第一項中「及び第九項」を削り、「は、」の下に「関税関係帳簿（」を加え、「帳簿を」を「関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第二項中「及び第九項」を削り、「前項中「」の下に「関税関係帳簿（法」を加え、「）」とあるのは「」を「）に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「法」に改め、「同条第一項」の下に「の規定により保存すべき関税関係帳簿」を加え、同条第三項中「について、第六十一条第一項」を「（以下この条において「関税関係書類」という。）について、第六十一条第一項」に、「輸入許可貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類」を「輸入許可貨物に係る関税関係書類」に、「第六十一条第一項中」を「同項中」に改め、同条第四項中「に規定する政令で定める書類」を「の規定により保存すべき関税関係書類」に改め、同条第五項中「第一項（第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の帳簿」を「関税関係帳簿」に、「第三項若しくは前項の書類」を「関税関係書類」に、「第一項の帳簿」を「関税関係帳簿」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該輸入又は輸出の許可書は、関税関係書類とみなす。

第八十三条第六項中「第一項の帳簿及び第三項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。）を整理し、」を「関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿及び関税関係書類を」に改め、同条第九項を削る。

第九十三条中「及び法」を「、法」に改め、「納付書」の下に「及び法第九条の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の帳簿」を加える。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第二四類」を「第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改め、同条第二項中「第二四類」を「第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改める。

第一条の三中「を適用しない貨物」を削り、同条第十一号中「第二四類」を「第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改め、同条第二十二号中「第九四〇一・九〇号の一」を「第九四〇一・九九号の一」に改める。

第十三条の六の表第一号中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同表第二号中「及び第二四類」を「、第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改める。